

事業報告書

医療法人整理番号 : 10004

申告期間

(自 令和 5 年 10 月 1 日 至 令和 6 年 9 月 30 日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人社団 育明会

① ☐財団 ☒社団 (☐出資持分なし ☒出資持分あり)

② ☐社会医療法人 ☐特別医療法人 ☐特定医療法人
☐出資額限度法人 ☒その他

③ ☐基金制度採用 ☒基金制度不採用

(2) 事務所の所在地

山口県岩国市麻里布町 7 丁目 15 番 1 号

(3) 設立許可年月日

平成 8 年 8 月 8 日

(4) 設立登記年月日

平成 8 年 8 月 20 日

(5) 理事長の氏名

鷺田 哲雄

役員及び評議員の人数

3 名

2 事業の概要

(1) 本来業務

種類	施設の名称	施設の医療 機関コード	開 設 場 所	許可病床 数
診療所	鷺 田 医 院	3510812187 /	山口県岩国市麻里布町 7 丁目 15 番 1 号	0 床

(2) 附帯業務

該当なし

(3) 収益業務

該当なし

(4) 当該会計年度内に社員総会で議決した事項

・ 令和 5 年 11 月 2 日 令和 4 年度 決算の決定

様式 2

法人名 医療法人社団 育明会
所在地 山口県岩国市麻里布町7丁目15番1号

※医療法人整理番号 1 0 0 0 4

財 産 目 録
(令和 6年 9月30日現在)

1. 資 産 額	54,238 千円 /
2. 負 債 額	3,375 千円 /
3. 純 資 産 額	50,863 千円 /

(内 訳) (単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	49,334
B 固 定 資 産	4,903
C 資 産 合 計 (A + B)	54,238
D 負 債 合 計	3,375
E 純 資 産 (C - D)	50,863

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

様式 3 - 2

法人名 医療法人社団 育明会
所在地 山口県岩国市麻里布町7丁目15番1号

※医療法人整理番号 10004

貸 借 対 照 表
(令和 6年 9月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	49,334	I 流 動 負 債	708
II 固 定 資 産	4,903	II 固 定 負 債	2,666
1 有 形 固 定 資 産	4,504	負 債 合 計	3,375
2 無 形 固 定 資 産	389	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	9	科 目	金 額
		I 出 資 金	10,000
		II 積 立 金	40,863
		III 評価・換算差額等	0
		純 資 産 合 計	50,863
資 産 合 計	54,238	負 債 ・ 純 資 産 合 計	54,238

様式 4 - 2

法人名 医療法人社団 育明会
所在地 山口県岩国市麻里布町 7 丁目 1 5 番 1 号

※医療法人整理番号 1 0 0 0 4

損 益 計 算 書
(自 令和 5年10月 1日 至 令和 6年 9月30日) /

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事 業 損 益	
A 本来業務事業損益	
1 事 業 収 益	29,893
2 事 業 費 用	28,646
本来業務事業利益	1,246
B 附帯業務事業損益	
1 事 業 収 益	0
2 事 業 費 用	0
附帯業務事業利益	0
事 業 利 益	1,246
II 事業外収益	1,213
III 事業外費用	0
経 常 利 益	2,460
IV 特 別 利 益	0
V 特 別 損 失	0
税 引 前 当 期 純 利 益	2,460
法 人 税 等	71
当 期 純 利 益	2,389

監事監査報告書

医療法人社団 育明会
理事長 鷺田 哲雄 殿

私は、医療法人社団 育明会の令和5会計年度（令和5年10月1日から令和6年9月30日まで）の業務及び財産の状況等について 監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他の重要な会議に出席するほか、理事からのその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- （1）事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- （2）会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- （3）計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- （4）理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和6年11月5日
医療法人社団 育明会
監事 西村 史也